

再処理機器開発の検討に関する

労働者派遣契約

仕様書

令和8年3月

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
大洗原子力工学研究所
戦略推進部
酸化物燃料サイクルグループ

1. 目的

本件は、経済産業省からの委託事業である「令和5年度高速炉実証炉開発事業(基盤整備と技術開発)」の一部として、高速炉燃料を対象とした再処理機器開発を進めるために必要なフィールドの整備等の検討に従事する労働者の派遣について定めたものである。

2. 業務内容

- (1) 高速炉燃料再処理機器開発試験エリアの整備検討業務
 - ① 集合体解体技術に関する試験エリア整備に向けた調査及び整備事項の検討作業
 - ② 溶解技術に関する試験エリア整備に向けた調査及び整備事項の検討作業
 - ③ 清澄システム技術に関する試験エリア整備に向けた調査及び整備事項の検討作業
 - ④ 抽出技術に関する試験エリア整備に向けた調査及び整備事項の検討作業
 - ⑤ MA回収技術に関する試験エリア整備に向けた調査及び整備事項の検討作業
 - ⑥ これらの調査等に必要関係部署調整作業
- (2) 試験装置製作に向けた検討業務
 - ① 清澄システム試験装置製作に向けた資料の調査及び課題の整理作業
 - ② 抽出試験装置製作に向けた資料の調査及び課題の整理作業
 - ③ これらの調査等に必要関係部署調整作業
- (3) ロードマップの策定業務
上記(1)(2)に示した検討結果を基に専門とするメーカーへコンタクトを行い、見積書等を取得することにより、試験の実施に向けた工程数等からロードマップを策定する。
- (4) 報告書作成業務
上記(1)(2)(3)で実施した結果に関して、報告書を作成する。

3. 派遣労働者の要件等

派遣労働者の要件については、以下に掲げるものとする。

- (1) 派遣労働者の基本的要件
 - ① ワード、エクセル、パワーポイント等の各種アプリケーションソフトの操作ができること。
 - ② PDFファイルの作成・修正、閲覧、印刷等の操作ができること。
 - ③ 電子メールにより、上記のファイルの送受信、上記、2.業務内容への必要な対応操作ができること。
- (2) 技術的要件
 - ① 高速炉燃料再処理工程(解体・せん断、溶解、抽出等のいずれか)に関する知見を有すること。
 - ② 高速炉燃料再処理機器(解体・せん断、溶解、抽出等のいずれか)に関する操作及び保守業務の経験を有すること。
 - ③ 再処理試験で発生する試料の分析(放射能測定、ICP発光分析等)に関する知見もしくは経験を有すること。
 - ④ 再処理試験装置の運転に必要な知見(電気、圧縮空気、蒸気等)及び操作経験を有すること。
- (3) 業務遂行にあたり派遣労働者が具備すべき条件
 - ① 高速炉燃料再処理に関する専門知識や経験に基づき、実際の再処理試験エリアを調査した上で、試験の実施に向けて必要な現場上の課題等を抽出し、情報を滞りなく迅速に整理できること。

- ② ロードマップの策定においては、専門メーカー等に対して連絡を行い、検討結果の具体化に必要な情報を取得した上で、試験の実施に向けた工程数等の具体化を滞りなく迅速に進められること。

(4) 遣労働者の条件

派遣労働者を「無期雇用派遣労働者及び60歳以上の者に限定しない」

(5) 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし。

4. 組織単位

大洗原子力工学研究所 戦略推進部 酸化物燃料サイクルグループ

5. 就業場所

〒319-1194 茨城県那珂郡東海村村松 4-33

日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所にある以下施設

応用試験棟 TEL:029-282-1133(内線 66800)

第2 応用試験棟 TEL:029-282-1133(内線 69100)

実規模開発試験室 TEL:029-282-1133(内線 66800)

及び指揮命令者と事前に定めた場所

6. 指揮命令者

日本原子力研究開発機構

大洗原子力工学研究所 戦略推進部 酸化物燃料サイクルグループ

TEL:029-282-1133(内線 66106)

7. 派遣期間

令和8年6月1日から令和9年3月31日まで

8. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～1月3日)、機構創立記念日(10月の第1金曜日とする。但し、10月1日が金曜日の場合は、10月8日とする。)、その他当機構が指定する日(以下「休日」という。)を除く毎日。

ただし、当機構の業務の都合により、休日労働を行わせることがある。

なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

9. 就業時間及び休憩時間

(1) 就業時間8時30分から17時まで

(2) 休憩時間12時から13時まで

当機構の業務の都合により、就業時間外労働を行わせることができる。

就業時間外の労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

ただし、機構が業務に支障がないと認めた場合は就業時間を変更することができる。
なお、指揮命令者は派遣元へ事前に適用の可否を確認するものとする。

10. 派遣先責任者

日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 労務課
TEL:029-282-9040

11. 派遣人員

1名

12. 業務終了の確認

機構が定める就業状況報告により本仕様書の定める業務の終了を確認する。

13. 提出書類(部数: 次の提出先に各1部、提出先: 「指揮命令者」及び「派遣先責任者」)

- (1) 労働者派遣事業許可証(写)(契約後)
- (2) 派遣元の時間外休日勤務協定書(写)(契約後及び変更の都度速やかに)
- (3) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号(契約後及び変更の都度速やかに)
- (4) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書(契約後及び変更の都度速やかに)
- (5) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類(契約後及び変更の都度速やかに)※届出日付又は取得日付を含む。
- (6) その他必要となる書類

14. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達法の推進等に関する法律)に適用する環境物品(事務用品、OA機器等)が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

15. 機微情報管理

受注者は、本業務の実施にあたり、知り得た情報を厳重に管理し、本業務遂行以外の目的で受注者等の作業員を除く第三者へ開示、提供を行ってはならない。本業務の実施に伴い、機構より開示された図書及び情報、資料(以下、情報等)については厳格に管理し、以下のようにその保持に努めることとする。

- (1) 機構の許可なく、情報等の複写、撮影、録音等を行わないこと。
- (2) 機構の許可なく、本の実施以外の目的に情報等を使用しないこと。
- (3) 機構の許可なく、情報等を外部へ持ち出さないこと。
- (4) 情報等を他に利用する場合は、あらかじめ機構の許可を得ること。
- (5) 機構の許可なく、情報等を第三者に開示しないこと。
- (6) 本件の作業員に対して情報管理についての教育を徹底すること。
- (7) 機構から提供された図書、書類等の資料は使用后、速やかに返却すること。
- (8) 機構が定めた機構内業務における情報セキュリティ実施手順書を遵守すること。

- (9) 本件を進めるに当たり、機構の課室情報セキュリティ責任者が必要と判断した場合は、情報セキュリティ実施状況確認書を提出するものとする。

16. 特記事項

- (1) 当機構の業務の都合により出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、契約書別紙に定める費用を当機構が負担する。
- (2) 当機構の業務の都合により学会等への参加を命ずることがある。この場合の学会等参加費については、契約書別紙に定める費用を当機構が負担する。
- (3) 上記、5.就業場所施設に従事している際に、非常事態が発生した場合は、指揮命令者の指示に従うものとする。
- (4) 本件に係る調達製品の維持又は運用に必要な技術情報(保安に係るものに限る)を提供すること。

以 上